

逗子市重度心身障がい者（児） 手当支給事業の見直しについて

令和3年8月21日(土)

逗子市 福祉部 障がい福祉課

現在の事業概要

【目的・内容】

在宅の重度障がい児者の家庭生活を支援するため、所得保障の一環として、手当により障がい者及びその扶養者の負担軽減を図るものです。

(1) 逗子市心身障がい児手当

市内に住所を有する20歳未満の心身障がい児で、次のいずれかに該当する人に手当を支給します。

対 象 者	手 当 額
①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人	月額 6,000円
②知能指数が35以下の人 (療育手帳A1、A2に該当)	
③精神障害者保健福祉手帳1、2級の交付を受けている人	月額 4,000円

支給月・・・3, 6, 9、12月

※ただし、施設等に入所している人は除きます。

現在の事業概要

(2) 返子市重度心身障がい者手当

市内に住所を有する20歳以上の心身障がい者で、次のいずれかに該当する人に手当を支給します。

対 象 者	手 当 額
①身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人	月額 6,000円
②知能指数が35以下の人 (療育手帳A1、A2に該当)	
③身体障害者手帳3級の交付を受けている人	月額 5,000円
③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人	月額 4,000円
③精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている人	月額 3,000円

支給月・・・3, 6, 9、12月

※ただし、施設等に入所している人は除きます。

現在の事業概要

■所得制限基準額

障がい者本人又は障がい児の保護者の所得が一定額を超える場合は支給されません。
※受給資格は継続します。

扶養義務者の数	障がい者本人又は障がい児の保護者	
	本人(請求者)	参考収入金額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

※参考収入金額は、給与収入のみの場合の収入金額を表示しています。

事業実績(令和2年度)

事業費	
決算額(費用)	97,277,000円

対象者(逗子市心身障がい児手当) 令和3年3月分支給実績	
身体障害者手帳1～3級 療育手帳A1、A2	44人
精神障害者福祉手帳1、2級	6人
所得超過対象者	12人

対象者(逗子市重度心身障がい者手当) 令和3年3月分支給実績	
身体障害者手帳1～2級 療育手帳A1、A2	998人
身体障害者手帳3級	230人
精神障害者保健福祉手帳1級	44人
精神障害者保健福祉手帳2級	276人
所得超過者	64人

見直しの概要

○平成19年度の障害者権利条約の署名をきっかけとした、法令や制度の改正等により、障がい者を取り巻く環境やサービスが整備されてきている一方で、重度障がい者と軽度障がい者への公費支出額の差が大きい状況となっています。また、逗子市の手当額は県内他市町村と比較して高水準となっています。本手当支給事業は制度創設から約50年経過する中、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の安定的な継続の観点から対象者の拡大及び手当額の変更、年齢制限の導入を行います。

1. 対象者の拡大

手当の対象範囲を軽度の障がい児者についても拡大します。

（見直しの背景）

対象範囲については、当事者団体から軽度の障がい認定の者についても支援が必要との要望を受けており、重度障がい者と軽度障がい者の経済的な収支格差があることや、公費支出額の格差が生じているため拡大します。

2. 年齢制限の導入

65歳以上で初めて手帳の交付を受けた人を手当の対象外とします。

（見直しの背景）

重度障がい者医療費助成事業の考え方と同様、65歳から年金満額支給となるため、いわゆる「現役」との分かれ目となり、65歳までにある程度の財産形成が図られているという考え方によるものです。また、重度障がい者は65歳から後期高齢者の医療制度の適用となり、一定の所得以下の人は自己負担が3割から1割となり、負担軽減が図られているため、年齢制限を「65歳以上」とします。

見直しの概要

3. 手当額の変更

手当の対象者の拡大に伴い、手当額を次の単価表のとおり変更します。さらに、血液透析により定期的な通院が見込まれる腎臓機能障がい者については、腎臓機能障がい加算として、手当額に更なる上乗せをすることで、透析等対象者に配慮します。

(現行制度)

重度心身障がい者手当		心身障がい児手当	
等級	年額(円)	等級	年額(円)
身障1, 2級 療育A	72,000	身障1～3級 療育A	72,000
身障3級	60,000	精神1, 2級	48,000
精神1級	48,000		
精神2級	36,000		



(新制度)

(仮称)逗子市在宅障がい者福祉手当					
等級	年額(円)	等級	年額(円)	等級	年額(円)
身障1, 2級	60,000	療育A	60,000	精神1級	40,000
身障3級	50,000	療育B	15,000	精神2級	30,000
身障4～6級	15,000			精神3級	15,000

(仮称)腎臓機能障がい加算	
対象	年額(円)
血液透析中で、手帳の障害名に腎臓機能障害の記載がある者	12,000

※支給は年1回(1月)。所得、年齢制限のほか、対象者は次のとおりです。

- ・当該年度の8月1日時点で逗子市内に住民票があり、いずれかの障害者手帳を所持している人。
- ・当該年度の前年度の8月1日から当該年度の7月31日までの間において、施設に継続して3月を超えて入所していない人。

事業試算表

	①手帳所持者数 (R3.3末)	②手当対象者数	③現手当額【月額】	④決算額(R2年度)	⑤改正後手当額【年額】	⑥65歳以上新規見込	⑦対象者見込数(②－⑥)	⑧改正後手当基本分計(⑤×⑦)	⑨腎臓機能障がい加算(年額)	⑩腎臓機能障がい者数	⑪加算計(⑨×⑩)	⑫基本+加算合計(⑧+⑪)
身障1級	690	630	6,000	45,360,000	60,000	38	592	35,520,000	12,000	152	1,824,000	37,344,000
身障2級	275	250	6,000	18,000,000	60,000	17	233	13,980,000				13,980,000
身障3級	236	219	5,000	13,140,000	50,000	11	208	10,400,000	12,000	1	12,000	10,412,000
身障4級	379	347		0	15,000	23	324	4,860,000	12,000	0	0	4,860,000
身障5級	66	55		0	15,000	4	51	765,000				765,000
身障6級	107	95		0	15,000	6	89	1,335,000				1,335,000
療育A1	68	52	6,000	3,744,000	60,000	0	52	3,120,000				3,120,000
療育A2	79	60	6,000	4,320,000	60,000	0	60	3,600,000				3,600,000
療育B1	80	73		0	15,000	0	73	1,095,000				1,095,000
療育B2	97	84		0	15,000	0	84	1,260,000				1,260,000
精神1級	53	49	4,000	2,348,000	40,000	1	48	1,920,000				1,920,000
精神2級	303	288	3,000	10,365,000	30,000	2	286	8,580,000				8,580,000
精神3級	140	127		0	15,000	8	119	1,785,000				1,785,000
合計	2,573	2,308		97,277,000		110	2,198	88,220,000		153	1,836,000	90,056,000
										(R2年度決算額との差額) △7,221,000		

障害福祉サービス等受給者の収支例①【在宅】

	収入月額(円)					支出月額(円)				公費等月額(円)	
障がい程度	障害年金	国県手当	市手当	給料 (工賃)	収入計	家賃	食費 光熱水費	その他 経費	支出計	障害福祉サービス等	その他サービス
重度 (身障1級、 療育A1)	84,177	32,350	6,000	—	122,527	—	48,000	20,000	68,000	生活介護186,000(12日) 短期入所26,880(3日) 計画相談支援12,070 計 224,950	重度障がい者医療証 NHK放送受信料減免 水道料金減免
軽度 (療育B1)	64,941	—	—	90,000	154,941	60,000	48,000	20,000	128,000	就労継続支援A型 143,000(18日) 計画相談支援12,070 計 155,070	通所交通費

※食費光熱水費は市内GHの料金を適用(食事代1,100円/日、光熱水費350円/日、日用品費150円/日×30日)して算定しています。

県手当は年額60,000円(/12か月)、国手当は27,350円(月額)で算定しています。

障害福祉サービス等については、基本報酬+加算の凡例です。

障害福祉サービス等受給者の収支例②【GH】

	収入月額(円)					支出月額(円)				公費等月額(円)	
障がい程度	障害年金	国県手当	市手当	給料 (工賃)	収入計	家賃	食費 光熱水費	その他 経費	支出計	障害福祉サービス等	その他サービス
重度 (身障1級、 療育A1)	84,177	32,350	6,000	—	122,527	38,000	48,000	20,000	106,000	共同生活援助300,000 生活介護300,000(22日) 短期入所26,880(3日) 計画相談支援12,070 計 638,950	重度障がい者医療証 NHK放送受信料減免 水道料金減免 家賃助成
軽度 (療育B1)	64,941	—	—	14,000	78,941	38,000	48,000	20,000	106,000	就労継続支援B型 160,000(23日) 共同生活援助220,000 計画相談支援12,070 計 392,070	通所交通費 家賃助成

※GH家賃は市内GH家賃から市家賃助成額15,000円、特定障害者特別給付(国からの家賃補助)10,000円を引いた額となります。
 食費光熱水費は市内GHの料金を適用(食事代1,100円/日、光熱水費350円/日、日用品費150円/日×30日)して算定しています。
 県手当は年額60,000円(/12か月)、国手当は27,350円(月額)で算定しています。
 障害福祉サービス等については、基本報酬+加算の凡例です。

障害福祉サービス等受給者の収支例③【施設入所】

	収入月額(円)					支出月額(円)				公費等月額(円)	
障がい程度	障害年金	国県手当	市手当	給料 (工賃)	収入計		食費 光熱水費	その他 経費	支出計	障害福祉サービス等	その他サービス
重度	84,177	—	—	—	84,117		48,000	11,117	59,117	施設入所支援450,000 計画相談支援12,070 計 462,070	重度障がい者医療証

※その他経費は必要経費から補足給付を差し引いた額となります。
施設入所支援の場合、年金の範囲内で生活できるように補足給付が日額で支給されています。
施設入所支援の障害福祉サービス費は、日中活動の生活介護に係るサービス費を含めた額です。

見直しスケジュール

令和3年度												令和4年度									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	...	1月	
	障がい者福祉計画策定等検討会意見聴取 ▲5/27(木)			広報ずしにて周知・市民向け説明会開催 ▲8/21(土)	パブリックコメント実施	パブリックコメントに対する市の考え方公表	令和4年度予算要求	第4回市議会定例会に条例案提案	新制度の周知			新制度の申請案内		新手当の申請期間		システム入力・ 所得確認作業			決定(支給停止)通知発送	新手当支給	